

平成十六年国土交通省令第十九号

成田国際空港株式会社法施行規則
成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第十一條及び第十二條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、成田国際空港株式会社法施行規則を次のように定める。

（目的達成事業の認可の申請）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港株式会社法（以下「法」という。）第五條第二項の規定により同条第一項第七号の事業の実施の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の内容
- 二 事業の開始の時期
- 三 その事業を実施しようとする理由

（新株を引き受ける者の募集の認可の申請）
第二条 会社は、法第九條第一項の規定により新株を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 募集株式の種類及び数
- 二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 六 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日
- 七 特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由
- 八 新株を引き受ける者の募集の方法
- 九 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 十 新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
- 十一 新株を引き受ける者の募集の理由

（募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請）
第三条 会社は、法第九條第一項の規定により募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項
- イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額
- ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
- ハ 前号に規定する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八十八條第一項、第七百七十七條第一項、第七百八十七條第一項又は第八百八條第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
- ニ 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日
- ヒ 特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由
- ヘ 募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法
- ト 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- チ 募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
- テ 募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

（募集社債を引き受ける者の募集の認可の申請）
第四条 会社は、法第九條第一項の規定により募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 募集社債の総額及び各募集社債の金額
 - 二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
 - 三 募集社債を引き受ける者の募集の方法
 - 四 募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
 - 五 募集社債を引き受ける者の募集の理由
- （株式交換又は株式交付に際しての株式の発行の認可の申請）
第五条 会社は、法第九條第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所
 - 二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - 三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項
 - 四 株式交換がその効力を生ずる日
 - 五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由
- 会社は、法第九條第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
 - 二 株式交付に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - 三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項
 - 四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として株式を交付する場合に限る。次号において同じ。）
 - 五 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の株式の割当てに関する事項
 - 六 株式交付がその効力を生ずる日
 - 七 株式交付に際して株式を発行しようとする理由
- （株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請）
第六条 会社は、法第九條第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 株式交換完全子会社の商号及び住所
 - 二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - 三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - 四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項
 - 五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
 - イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容
 - ロ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

（株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請）
第七条 会社は、法第九條第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 株式交換完全子会社の商号及び住所
- 二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- 三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項
- 五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容
- ロ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請)

第十五条 会社は、法第十三条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に關する株主總會又は取締役会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第十六条 会社は、法第十三条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に規定する事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第三号、第六号及び第七号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 合併の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所

二 分割の場合にあつては、分割により事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所

三 解散の場合にあつては、清算人の氏名及び住所

四 合併又は分割の方法及び条件
五 合併又は分割に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

六 合併、分割又は解散の時期

七 合併、分割又は解散の理由

2 前項の申請書には、次の書類(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えなければならない。

一 合併、分割又は解散に關する株主總會の議事録の写し

二 合併契約又は吸収分割契約(新設分割の場合にあつては、新設分割計画)において定められた事項を記載した書類

三 合併又は分割の主要な条件に關する説明書

四 合併契約又は吸収分割契約の締結(新設分割の場合にあつては、新設分割計画の作成)の時における会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人の定款(業務に關する規程の届出)

第十七条 会社は、職制、定員その他組織に關する規程、給与に關する規程、退職手当に關する規程、旅費に關する規程、物品の取扱に關する規程並びに會計及び財務に關する規程を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(新東京国際空港公団法施行規則の廃止)

第二条 新東京国際空港公団法施行規則(昭和四十一年運輸省令第六十二号)は、廃止する。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号)

(施行期日)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (令和三年三月一日国土交通省令第七号)

(施行期日)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。